

## 墨田区消費者ニュース

令和6年9月発行 第214号

消費者センター相談窓口から

### 自宅を訪問した事業者に貴金属を売ってしまった… 取り戻せる可能性があります！

#### 【相談事例】

高齢の姉は一人暮らしなので普段から気にかけている。いつものようには、電話で何か変わったことはなかったかと聞くと「昨日、家に来た業者に指輪とブレスレットを買い取らせた。5万円だった。」と話した。姉の家に行ってみると、姉が大切にしていた指輪など貴金属10点ほどがすべてなく、相場より安い値段で買い取られていた。

#### 【アドバイス】

購入業者が突然に訪問してきても家に入れないようにしましょう。特に高齢者は被害に遭いがちです。前もって訪問等を約束した場合でも、事前に承諾していない物品の売却を求めるることは禁止されています。売るつもりのないものの売却を迫られても、きっぱりと断りましょう。訪問されて売却した場合は、条件を満たせばクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。

ご家族や関係者の方は、日頃から高齢者等の生活の様子を見守り、困った様子に気が付いたらできるだけ早く相談してください。

この事例では契約者本人がクーリング・オフを行い、売却代金を事業者に返し、指輪等10点はすべて取り戻すことができました。



## 今号のニュース

### 知っておきたい デジタル遺品 始めませんか、デジタル終活！

総務省によると、令和5年度のシニア層のインターネット利用率は、70歳代で67.0%、80歳代以上でも36.4%と、多くの高齢者がネットを利用していることがわかります。

「デジタル遺品」とは、デジタル環境を通してしか実態がつかめない遺品のことで、具体的には動画配信サービスやアプリなどの月払いや年払いのサブスクリプション、ネット銀行情報、インターネット上に保存していた写真データなどです。

遺族から、デジタル遺品について「解約できない」「取引の状況が把握できない」などの相談がよせられています。

#### 事例①

故人が契約していた通信販売サイトの有料会員サービスを解約したいが、IDやパスワードがわからないため、会員ページにログインできず手続きできない。



#### 事例②

故人が利用していた決済アプリに数十万円相当の残高があることがわかったが、スマートフォンのロックが解除できないため出金できない。

#### 事例③

故人がサブスクリプション（利用料定額払）契約していたことに気づかず、亡くなった後に郵送で請求書が届くまで解約できなかった。

## デジタル遺品リストを作りましょう トラブルにならないための準備とは？

「デジタル終活」とは、スマートフォンやパソコン、インターネット上に保管されているデータなどを生前に整理整頓しておくことです。

スマートフォンはセキュリティが非常に強固で、通信会社や端末メーカーがロック解除に応じることは原則としてありません。連続の誤入力で中身が初期化されてしまうケースもあります。

生前に整理しておくことがとても重要となります。  
終活の一環として、端末のロック解除方法、退会が必要なサイトとそのIDやパスワード、ネット関連の金融資産などについてノートなどに記し、家族に伝える手段を講じておきましょう。

国民生活センター資料より イラスト：いらすとや



### 「高齢者被害特別相談」

墨田区では、高齢者の消費者被害の発生・拡大を防ぐため「高齢者被害特別相談」を実施します。ぜひ、ご利用ください。

#### ◆実施日時

令和6年9月9日(月)～9月11日(水)

午前9:00～午後4:30

☎5608-1773 すみだ消費者センター



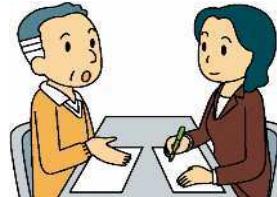
「消費者庁イラスト集」より

# すみだ消費者センターを紹介します

## 消費者相談室

★消費生活に関する疑問やトラブル、苦情について専門の消費者相談員が消費者の立場に立って問題解決のお手伝いをします。

★相談は、電話または来所にて受け付けています。



(消費者庁イラスト集より)

## 出前講座

★消費者被害の未然防止のために、消費生活に関する専門の相談員がわかりやすくお話しします。

★出前講座の申込書は、すみだ消費者センターにあります。詳しくは、センターにお問い合わせください。

## 消費者講座

★消費生活に関して様々な専門家が講義します。事前に区報や消費者ニュース等でお知らせします。

## 情報コーナー

★DVDの貸し出しや消費生活に関する冊子、パンフレットを設置・配布しています。

★毎月一回消費者ニュースを発行しています。

## すみだ消費者センター相談室

相談専用  
ダイヤル **5608-1773**

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分



令和6年9月発行

【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）

〒131-0045 墨田区押上2-12-7 ☎5608-1516